

情報機器作業に関する健康診断の概略

(情報機器ガイドラインの 7 の (1) 関係)

配置前健康診断

- 業務歴の調査
- 既往歴の調査
- 自覚症状の有無の調査 (問診)
-
- 眼科学的検査
 - ・遠見視力の検査 (矯正視力のみでよい。)
 - ・近見視力の検査 (50cm 視力又は 30cm 視力) (矯正視力のみでよい。)
 - ・屈折検査 (問診、遠見視力及び近見視力に異常がない場合は、省略可)
 - ・眼位検査 (自覚症状のある者のみ)
 - ・調節機能検査 (自覚症状のある者のみ)
- 筋骨格系に関する検査
 - ・上肢の運動機能、圧痛点等の検査 (問診において異常が認められない場合は、省略可)
 - ・その他医師が必要と認める検査

定期健康診断

- 業務歴の調査
- 既往歴の調査
- 自覚症状の有無の調査 (問診)
-
- 眼科学的検査
 - ・遠見視力の検査 (矯正視力のみでよい。)
 - ・近見視力の検査 (50cm 視力又は 30cm 視力) (矯正視力のみでよい。)
 - ・眼位検査 (医師の判断による) (40 歳以上の者が対象) (問診、遠見視力及び近見視力に異常がない場合は、省略可)
 - ・調節機能検査 (40 歳以上の者が対象) (問診、遠見視力及び近見視力に異常がない場合は、省略可)
 - ・その他医師が必要と認める検査
- 筋骨格系に関する検査
 - ・上肢の運動機能、圧痛点等の検査 (問診において異常が認められない場合は、省略可)
 - ・その他医師が必要と認める検査